

多賀城市省エネ家電製品買換え支援補助金ガイドライン

第1章 本事業について

1. 省エネ家電製品買換え支援補助金とは

本市では、ゼロカーボンシティを表明し、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指しており、脱炭素社会を実現のためには市民一人一人が二酸化炭素の排出をできるだけ少ない生活に向けて取り組んでいく必要があります。

そうした取り組みを支援するために、家電製品の買換えを行う世帯に対して補助事業を実施し、より省エネ性能の高い省エネ家電製品に買い換えてもらうことにより、環境配慮行動を促し市内の二酸化炭素排出量の削減を図っていくものです。

2. 受付期間等

□交付申請受付期間：令和6年4月15日（月）から令和6年11月8日（金）まで

（事務局へ到達したものが有効となります（消印有効ではありません）。）

※交付受付期間内に予算額に達した場合は、達した日に到着したすべての交付申請書（不備のあるものを除く。）の中から抽選で補助金交付対象者を決定します。

□提出先：〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市都市産業部環境施設課資源環境係

※提出については原則郵送のみで受け付けます。窓口を持参された場合でも、その場で確認・審査は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送料は申請者本人の負担になります。

※郵送する際の封筒等は申請者でご準備していただき、差出人を記載するのを忘れないでください。

3. 実績報告提出期限等

□実績報告提出期限：設置完了後から令和6年12月27日（金）まで

※設置が完了したらすみやかに実績報告書を提出してください。

※実績報告書は必要書類をすべて揃え、記載内容に誤りがないことを確認してから提出してください。

※最終期限を過ぎた場合は、交付決定が取り消しとなりますので、ご注意ください。

※購入および設置工事が予定の期間内に完了しない場合または困難となった場合は、必ず担当課へご連絡ください。

□提出先：〒985-8531 多賀城市中央2丁目1番1号

多賀城市都市産業部環境施設課資源環境係

※提出については原則郵送のみで受け付けます。窓口を持参された場合でも、その場で確認・審査

は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※郵送料は申請者本人の負担になります。

※郵送する際の封筒等は申請者でご準備していただき、差出人を記載するのを忘れないでください。

4. 補助対象世帯および要件

次の要件を全て満たしている世帯主の方

多賀城市内にお住まいの世帯（申請日及び購入日において住民登録がある方）

多賀城市内の販売店から購入する方

令和6年12月27日までの間に、既存の家電製品から新品の補助対象家電製品に買換え、自らが居住する多賀城市内の住宅に設置を完了し、実績報告書を提出する方

同一年度内に本補助金を受けていない方

5. 対象となる製品

(1) 次の要件及び基準を全て満たすエアコン、冷蔵庫・冷凍庫が対象となります。

家電製品	要件	基準
エアコン	・ 既存の機器から新品の補助対象機器に買い換えたもの ・ 多賀城市内の販売店で購入したもの	省エネ基準達成率 100%以上（目標年度2027年度）
冷蔵庫 ・ 冷凍庫	・ 省エネ基準を達成したもの ・ 自らが居住する住宅に設置するもの	省エネ基準達成率 105%以上（目標年度2021年度）

(2) 省エネ基準達成率の確認の仕方

次のいずれかの方法でご確認ください。

① 店舗のポップやカタログ等で確認

(例)



省エネ基準達成率

エアコン:100%以上(目標年度2027年度)

冷蔵庫・冷凍庫:105%以上(目標年度2021年度)

② 資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で確認

URL : <https://seihinjyoho.go.jp/>

6. 補助金額

購入費用（設置等の工事に要する経費、消費税及び地方消費税を含む）の合計額で補助額が変わります。

5万円以上	10万円未満	1万円
10万円以上	15万円未満	2万円
15万円以上	20万円未満	3万円
20万円以上		4万円

第2章 申請に必要な書類

【交付申請時】

1. 交付申請書

必ず指定の様式を使用して、必要事項（裏面の同意・誓約事項を含む）を記入してください。

※申請書兼請求書は市ホームページ、市役所等の一部の公共施設や市内家電販売店等で入手できます。

2. 市内販売店が発行した見積書等の写し

以下の内容が全てわかるものを添付してください。

- (1) 見積もり日
- (2) 見積もり店名（市内販売店名）
多賀城市内の販売店での購入に限ります
- (3) 見積もり製品のメーカー名
- (4) 見積もり製品名又は型番
- (5) 見積もり費用（購入・設置に要する費用の内訳が明記されているもの）
設置等の工事に要する経費、消費税及び地方消費税を含みます。

【実績報告時】

1. 実績報告書

交付決定通知書と同時に様式を送付しますので、必要事項（裏面の同意・誓約事項を含む）を記入してください。

2. 領収書又はレシートの写し

以下の内容が全てわかるものを添付してください。

- (1) 購入日
交付決定日から令和6年12月27日（金）までの日付であること。
- (2) 購入店名（市内販売店名）
多賀城市内の販売店での購入に限ります
- (3) 購入製品名又は型番

- (4) 購入費用（購入・設置に要する費用の内訳が明記されているもの）
設置等の工事に要する経費、消費税及び地方消費税を含みます。

3. メーカー（製造事業者）が発行する保証書の写し

型番、製造番号が記載されているものに限ります。

※販売店の保証書は不可。店舗印不要。

4. 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

家電リサイクル対象品目を処分する際に必ず特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）が発行されます。家電リサイクル券の氏名は申請書と同様の名前としてください。

なお、処分方法について以下のとおりです。

(1) 業者へ依頼する場合

以下の多賀城市収集許可業者へ処分依頼し、処理してください。

- | | |
|------------------------------|------------------|
| ①(有)渋谷清掃（多賀城市笠神4-5-38） | 連絡先：022-767-7020 |
| ②(株)藤原清掃（多賀城市栄2-5-3） | 連絡先：022-364-0827 |
| ③(協)クリーン・センター宮城（多賀城市栄3-1-19） | 連絡先：0120-245-060 |
| ④(株)豊島（多賀城市笠神1-17-11） | 連絡先：022-362-2474 |
| ⑤旭興産(株)（多賀城市栄3-3-9） | 連絡先：0120-113-368 |

(2) 自身で指定引取場所へ持ち込む場合

- ①リサイクル料金等を調べる※
- ②家電リサイクル券を記入する※
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入する
- ④リサイクル料金を払込む
- ⑤指定引取場所に持込み・引渡しをする※

※不明な場合は「家電リサイクル券センター」HPをご覧くださいか電話で問い合わせしてください。

HP：https://www.rkc.aeha.or.jp/seller/flow_post_office.html

連絡先：0120-319640

(3) 家電販売店へ依頼する場合

新たに家電を買った店舗で処分依頼し、処理してください。

5. 通帳又はキャッシュカードの写し

本補助金は、口座振り込みです。

申請者名義の受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しをご準備ください。

【申請内容変更時】

1. 変更承認申請書

必ず指定の様式を使用して、必要事項（裏面の同意・誓約事項を含む）を記入してください。

※変更承認申請書は市ホームページ、市役所で入手できます。

2. 変更内容が確認できる書類の写し

変更後の購入家電製品の見積書の写し等を添付してください。

【申請中止時】

1. 中止承認申請書

必ず指定の様式を使用して、必要事項（裏面の同意・誓約事項を含む）を記入してください。

※中止承認申請書は市ホームページ、市役所で入手できます。

2. 中止理由が確認できる書類の写し

第3章 補助金交付決定及び補助金の振込について

申し込みされた補助金申請書は審査を経て交付決定します。その後、提出された実績報告書を審査し、請求書に記載の指定口座に振り込みます。

1. 交付申請書の審査

受領した申請書・添付書類について、補助対象要件や補助対象家電等の所定の審査を行います。書類に不備等がある場合は、本市から申請者に連絡をします。

2. 補助金交付決定

審査を経て適正な申請であると認めるときは、1週間を目安に、申請者に対して「多賀城市省エネ家電製品買換え支援補助金交付決定通知書」（交付を決定するもの）を送付します。なお、交付受付期間内に予算額に達した場合は、達した日に到着したすべての交付申請書（不備のあるものを除く。）の中から抽選で補助金交付対象者を決定します。

3. 実績報告書の審査

受領した報告書・添付書類について、審査を行います。書類に不備等がある場合は、本市から申請者に連絡をします。

4. 補助金の振込

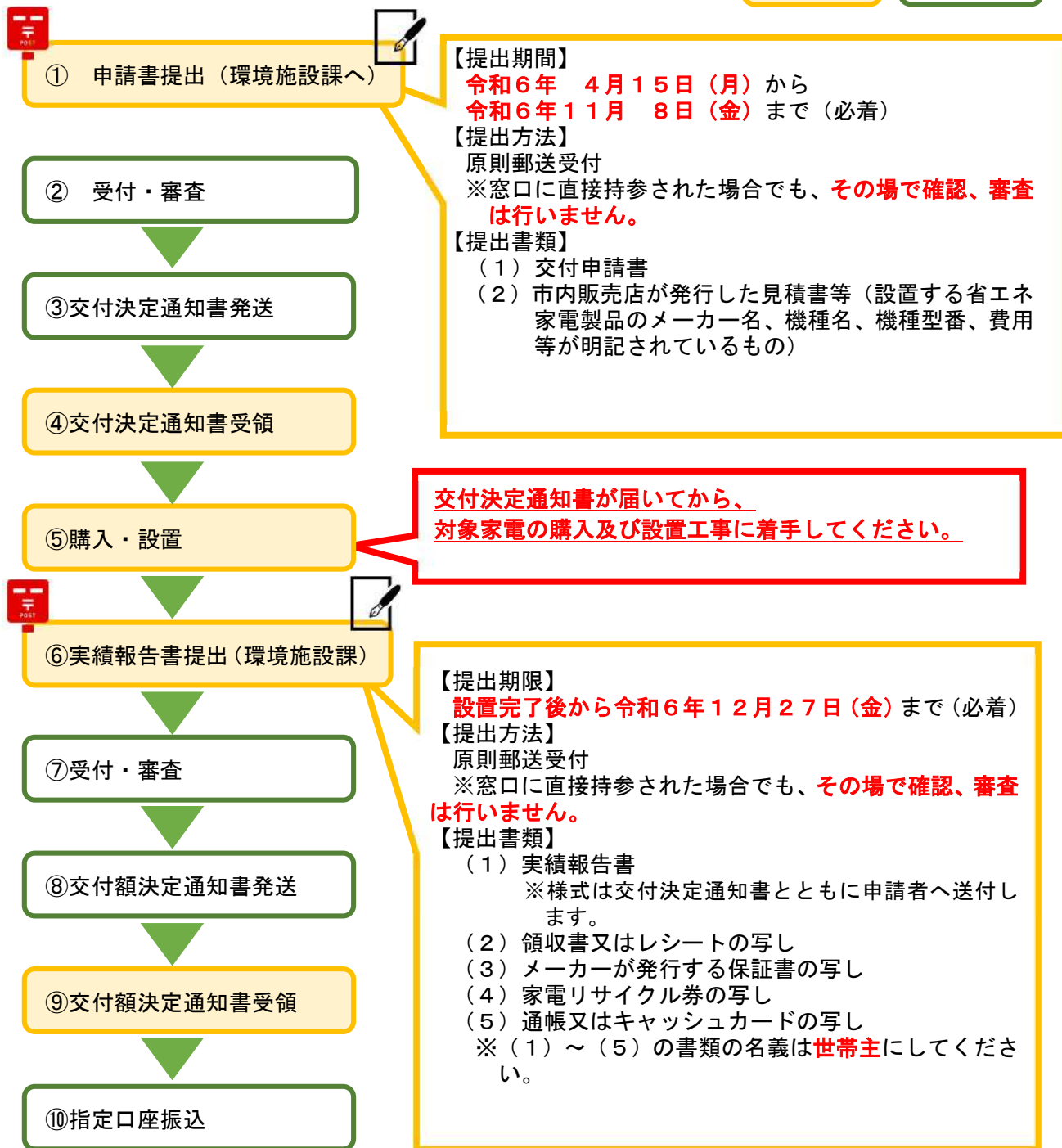
「多賀城市省エネ家電製品買換え支援補助金交付額決定通知書」（交付額を決定するもの）を送付後、2週間を目安に、指定の振込口座に補助金を振り込みます。

※振込通知は発行しませんので、直接口座を確認してください。

【イメージ図】

申請者

多賀城市



第4章 その他

○補助金交付決定世帯が以下のいずれかに該当する場合は、補助の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還をしていただきます。

- ・偽りその他不正な手段により補助の交付を受けたとき。
- ・「多賀城市省エネ家電製品買換え支援補助金交付規則」の規定に反したとき。

○補助金の交付を受けたものは、交付を受けた翌年度から起算して、6年以内に対象製品を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

第5章 よくある質問

Q 1. 令和6年4月15日に対象家電を購入し、同年4月20日に対象家電を設置しました。事前申請はしていませんでしたが、補助対象となりますか。

A 1. 補助対象となりません。購入前に見積書等を取り、事前申請をする必要があります。

Q 2. 市外に住んでおり、令和6年4月15日に申請し、同年4月20日に多賀城市へ転入しましたが、補助対象となりますか。

A 2. 補助対象となりません。交付申請日において多賀城市民であることが補助対象となります。

Q 3. エアコン1台と、冷蔵庫1台を購入しました。それぞれの家電は5万円以下ですが、合計すると5万円以上になりますが、合算して申請すれば対象となりますか。

A 3. いずれの製品も要件及び基準を満たしている場合で、購入費用の合計額が5万円以上であれば対象となります。

Q 4. 購入価格は、税込み・税抜きどちらですか。

A 4. 消費税込みです。

Q 5. 店舗でのポイントを使用した場合でも対象となりますか。

A 5. 対象となります。

Q 6. 既存製品の処分費用は申請金額に含まれますか。

A 6. 含まれません。

Q 7. 付属品は申請金額に含まれますか。

A 7. 対象家電を設置するために必要な場合のみ含まれます。

Q 8. 家電量販店のオリジナルモデルを購入した場合でも補助対象となりますか。

A 8. 省エネ基準達成率を満たしていれば補助対象となります。なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない場合があります。その場合は、店舗の表示やカタログ、もしくは直接お店へお問い合わせください。

Q 9. 領収書は家族が経営する法人名義で作成したが、補助対象となりますか。

A 9. 補助対象となりません。領収書のあて名は個人名である必要があります。

Q 10. 現在の予算残額を知りたいです。

A 10. 市HPに公開します。1週間ごとに更新しますのでご確認ください。

Q 1 1. 見積もりした製品と同じ製品を購入しましたが、見積もり時にはなかった割引がされ、金額が変わりました。変更届は必要ですか。

A 1 1. 補助金額が変わる場合には必要です。補助金額が変わらない軽微な場合には不要です。わからない場合は担当課へご連絡ください。